

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成29年9月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	本業務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業の事務を行うものである。 特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健対象者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条第1.2.3.4.5.6項 3. 母子保健法(昭和40年法律第141号) ・第10条(保健指導) ・第11条(新生児の訪問指導) ・第12条、13条(健康診査) ・第15条(妊娠の届出) ・第16条(母子健康手帳) ・第17条(妊産婦の訪問指導等)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(主務省令)第39条(別表第二における情報提供の根拠)56の2の項 主務省令 第30条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部健康増進課
②所属長	健康増進課長 柏木裕美

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
-----	------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部健康増進課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3007
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

